

【提言書別紙】「小諸市自治基本条例を考える市民討議会」における小諸市自治基本条例の評価及び検討に関する討議内容

②条例の運用に関する事項

「自治基本条例全体」（「前文」「第1章 総則」）（第2回・第6回討議会）

（注）「参考」には、討議員からの事前意見に対するアドバイザーのコメント、条例案策定時の議論の内容、事務局としての考え方などを記述した。

条項	事 項	討 議 員 か ら の 事 前 意 見	参 考 (注)	討 議 会 で の 意 見
	条例のあり方など	<ul style="list-style-type: none"> 市民から歓迎され、市民の中に定着し、実効性のある条例にする必要がある。 自治基本条例に沿った既定の諸条例等の見直し、新たな条例・規則などの制定、市民・区・市民活動団体への支援策の具体化などが必要とされている。 		
	条例浸透のための工夫	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説に取組みの具体的な例を示す（別に事例集等を作成するのも一方法）。 	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説で条文の趣旨や内容などについて解説しているが、十分な内容ではないと認識している。具体例を織り交ぜた解説文にするなど、今後改善したいと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の側から、市民協働で行いたい施策や事業を具体的に示す必要がある。 ひと口にワークショップと言っても、それが真の市民協働になっていないと市民には伝わらない。まず必要なことは、真の市民協働で、ワークショップや懇談会などを実践していくことである。 パンフレットの作成やワークショップ、出前講座なども確かに必要だが、それを全部市に任せるのではなく、市民の側も一緒にやっていくことが必要である。 自治基本条例は、周知しようと思ったり、浸透させようと思って広がっていくものではなく、自分たちが自治の主体であることを自覚しつつ、まず自治基本条例の理念に基づいて行動するということを積み重ねていくしか、周知・浸透はしていかないのではないかと。 市民参加による協働の取組みを、一つ一つ積み重ねていくことが重要である。 <p>【アドバイザーのコメント（抄）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例を知っているということは、参加等の様々なケースをつくって、いつの間にか巻き込まれて、そういうことだったのかということが後でわかれば良い。 パンフレットを作成したり、ワークショップを開いたりすることは、決して悪いことではないが、それが中心ではなく、大切なのは、もっとこの条例の精神を実現するような多くの機会をつくることである。 周知・浸透とは、条例について説明に行くことでは絶対にはないと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 条例の解説リーフレットが各戸に配布されているが、文字が小さく見にくい。今回の評価・検討を機に、文字を大きくした、わかりやすいものを市民に配布する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 条例制定時に、リーフレットを各戸に配布したが、指摘のとおり、文字が小さく、わかりにくいいため、今後改善したい。 		
<ul style="list-style-type: none"> わかりやすい解説パンフレットを作成し、各戸へ配布する。また、市役所等に置く。 中学卒業時又は高校入学時や、成人式等の場で、本条例と解説文等を配布する。 中学卒業時又は高校入学時や、市への転入届・婚姻届の際に、住民投票に関する箇所をアンダーライン又は朱書き・色分けなどで強調した書面、パンフレット等を各戸に配布する。 市内で活動している20歳未満の「市民」に対しても、同様に配布する。 中学の総合学習などでも、わかりやすいパンフレットを作成して、自分たちの住むまちに興味を持ってもらう機会をつくる。 パンフレットの配布は無駄である。 				
<ul style="list-style-type: none"> 解説パンフレットを配布するだけでなく、学校ごとに、身近な具体的事例を題材にするなどして説明会を開く。ワークショップ形式にすれば、さらに理解が深まる。 中学卒業時又は高校入学時に、住民投票のワークショップを開く。 高校の授業で、自治基本条例を取り上げてもらう。 文化祭のイベントとして、その時々々の時事問題などをテーマに模擬住民投票を行う。 各区へ出向き、きめ細かな説明会、出前講座を開く。 様々な機会をとらえて、根気よく説明していく。あきらめることなく継続することが必要である。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例が市民生活に密接に関わっている事例等を「広報こもろ」などで紹介していく。 		

		・行政や議会が、実際の活動の中で、率先して自治基本条例の理念に沿った行動をする。		
--	--	--	--	--

「第2章 各主体の権利、役割及び責務」(第3回・第4回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討 議 会 で の 意 見
第5条	「市民の権利」 (まちづくりに参加する権利、情報を知る権利)	・条文に問題はないが、運用が不十分であると感じる。例えば、市民の参加にあたって、懇談会等とワークショップの役割が不明瞭なために、本来の役割を果たせなかったものもあったのではないかと。また、情報の提供についても、市民に即した手法になっているのか再検討が必要である。	・まちづくりへの「市民参加」や「情報提供」については、市としても、その方法等を模索している状況であり、「市民参加」や「情報提供」がより実効性のあるものとなるよう工夫し、改善を図っていききたい。	
		・まちづくりの情報は、分かりやすく、イラストを使って説明したらどうか。	・まちづくりに関する情報を分かりやすく知らせることは、大変重要であり、イラストの活用なども含め、今後工夫していききたい。	
第6条	「市民」の役割	・市民が役割を果たすには、適切(内容・時期・回数)な情報提供が必須条件であり、これまでのあり方を検討・分析する必要がある。	・まちづくりに関する情報を適切に提供することは、大変重要であり、そのための工夫や改善を図っていききたい。	
第7条	「市民活動団体」の役割	・「ボランティア」は、定義も曖昧で、まだまだ浸透していない。まちづくりの活動をどう継続させ、息の長い活動に根付かせるかが鍵になる。市民一人ひとりが当事者意識を持つことが必要だが、これが最も難しいことであり、市の支援が必要である。	・市ではこれまで、市民活動の支援を目的に、その拠点施設としてのボランティアセンターの開設・運営、市民活動促進のための補助金の交付、市の組織の中での「区」と「市民活動」の担当部署の一元化などを実施してきているが、決して十分とは思っていない。今後も引き続き、より効果的な支援策を検討していききたい。	
		・まちづくりにあたって、市民活動団体の果たす役割は非常に大きいと、現在活動している市民活動団体の実態があまり知られていない。活動内容を紹介する必要がある。	・現在、「小諸市ボランティアセンター」のホームページや県ホームページの「県民協働・NPO・ボランティア情報コーナー」で、一覧表や活動内容などを紹介している。また、ボランティア情報紙「ボランティアこもろ」を隔月で発行したり、毎年「小諸市NPO・ボランティア交流集会」の開催なども行っているが、より多くの市民に市民活動団体の活動を知っていただき、活動の輪が広がるよう、工夫をしていききたい。	
第8条	「区」の役割	・地域によって活動に大きな差がある、住民に「かかわりたくない」という意識がある、区長の負担が大きいなど、「区」は様々な課題を抱えている。「区」の運営(自治)をチェックする機関はあるのか。	【アドバイザーのコメント】 ・これは、2つの側面について訊かれているように思う。 ・第1は、区全体の運営をどのようにチェックするのか?という点。小諸市において「区」は、基礎的な自治組織として位置づけられており、「区」の運営をチェックするのは「区」に加入している人々の責任である。「区」の意思決定に透明性が担保されたり、「区」の活動が民主的になされたり、「区」の事業あるいは財政の運営を効率的かつ効果的に実現するためには、「区」において様々な取組が求められていると思うが、その担い手は「区」に加入している人々であり、自治組織として他の主体(機関)が口を挟む筋合いのものではないと思う。ただ、市の執行機関が意思決定手続き等に関して、ガイドラインなどを制定して、「区」の手続きの標準化を支援することは可能だと思う。また、代表民主制における立法-行政-司法の三権分立や中央-地方の分権における均衡と抑制にみられるような「チェック機関」を想定しているのであれば、いわば直接民主制の「区」の運営においては考えられていないので、機関として「区」の外部のどこかがチェックするものではないと思う。「区」の権限に属する事柄である限り(基本的人権等に反しない限り)、「区」の総意で決定されたことであれば、それをチェックするような	

			恒常的機関を設置することは、自治の理念に反することのように思える。 ・第2は、区長などの「区」の役員の運営に対してどのようにチェックするか?という点。それぞれの「区」で「区」に加入している人々が、創意工夫をして、「区」の民意が反映されるようにしていく責任があると思う。監事などの役職をつくって、チェック機能を担って頂くことができるかもしれないが、「区」の外部がチェックするのは、自治組織として想定していないと思う。	
		・「区」の役割には、行政との連携による地域づくりという面があることから、「区」と行政との関係について、その具体的な項目(内容)を、別に区長会規則などで規定してはどうか。		
第9条	「区」への義務加入	<ul style="list-style-type: none"> 自治意識の醸成が進まなければ、どのように規定しても、加入率の向上には結び付かない。 「区」への加入を義務付けるなら、「区」の存在をもっと住民にアピールする必要がある。 市役所への転入届の際に、「区」への加入について、窓口で親切な説明をする必要がある。 「区」の境界を明確にする必要がある。 「区」へ加入することに伴うメリットや負担を明確に示す必要がある。 「区」の活動に対する財政的支援をわかりやすく示す必要がある。 未加入者に対して、「市」と「区」が連携して加入の要請をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 区への加入促進やその他の区の活動を支援するための市の取組みについては、より効果的なものとなるよう検討し、工夫・改善をしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、「区」が自治の一番の基本となっている。「区への義務加入」について、転入者に対する市の窓口や区の側からの説明が足りておらず、加入する側も加入すべきか迷ってしまうという実態がある。入区の勧奨について、各区でばらばらのやり方をしており、行政との連携も取れていない。行政は、区に対する支援や、区へ加入しなければならない旨の説明を行うべきである。その際、各区の活動や良い所など、加入する人にとって役に立つ説明や指導を区と連携して行うべきである。 「区」への加入について、このまま「加入しなければならない」とするならば、区の境界の確定や加入にあたってのマニュアルの作成など、行政側で加入するためのサポートを充実させる必要がある。 「区へ加入しなければならない」と規定しているにもかかわらず、そのための具体的な取組みを、市も区の側も十分に行ってこなかったということが問題であり、これからしっかり取り組んでいく必要がある。 これまで、「この条文をどう使っていくのか」という部分が足りなかった。市と区と一緒に課題等を洗い出しながら、「区」への加入が促進されるように動き出すべきである。
第10条	事業者の役割			<ul style="list-style-type: none"> 事業所は、雇用の場でもあることから、区へ溶け込み、地域と一体となって活動していくのが事業者の責務・役割ではないか。
第11条	「市議会」の責務	<ul style="list-style-type: none"> 慣例やしきたりにとらわれず、市民に対してわかりやすくする方法等を研究して欲しい。 一般質問や議会報告会は、議論が活発になるような取組みが必要ではないか。 		
第12条	「市議会議員」の責務	<ul style="list-style-type: none"> 議員の資質(行財政分析、情報収集と政策化)の向上に全精力を注ぎ、責務を果たす努力をして欲しい。 		
第13条	「市議会事務局の職員」の責務	<ul style="list-style-type: none"> 事務局職員の専門職(精通者)の配置は、重視する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政には、幅広い知識が必要であり、他の部署で培った経験が大きな糧になることから、人事異動は必要なものとする。一方、専門性を持った職員の配置が必要であるとの意見も十分理解できる。専門的研修の実施と適材適所の人員配置に、今後も心掛けていきたい。 	
第14条	「市の執行機関」の責務	<ul style="list-style-type: none"> 市民とともに、抱えている課題を洗い出し、共有し、解決に向かっていくための努力をしているように感じられない。対症療法では、いつまでたっても良くなっていかない。 	<ul style="list-style-type: none"> そのような意見があることは、真摯に受け止めなければならない。自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をしていきたい。 	

第15条	「市長」の責務	・残念ながら、対話をする姿勢が見えてこない。	・そのような意見があることは、真摯に受け止めなければならない。批判は批判として受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をしていきたい。
第16条	「市の執行機関の職員」の責務	・より良い行政のためには、前例踏襲ではなく、時代に合わせ、市民に寄り添い、自らもっと研鑽を積み、考え、行動することが必要ではないか。	・そのような意見があることは、真摯に受け止めなければならない。自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、市の執行機関の職員として最大限の努力をしていきたい。

「第3章 市政運営」(第4回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討 議 会 で の 意 見
第3章 全体		<ul style="list-style-type: none"> 第3章は、市の執行機関のあり方などについて規定しているが、それを検証・検討する制度がないのではないかと。市民による行政評価制度とも関係してくると思うが、1年ごとに検証する仕組みが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方自治体」は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する「二元代表制」をとっており、「執行機関」と「議会」は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有している。 「議会」には、その重要な機能として、「地方自治体の基本事項を決定(議決)する団体意思の決定機能」と「執行機関を監視・評価する機能」の二つがある。「市の執行機関のあり方などの検証・検討」について、その機能を担う最たるものは「市民の代表である議会」なのではないか。そうであるとするならば、「1年ごと」ではなく、「執行機関」は「議会」によって「常に」監視・評価されていることになると考える。 【アドバイザーのコメント】 上記でも記されているように、執行機関の執行内容を監視・検証するのは、第一義的には議会の役割である。基本条例で要請されていることが実施されているかどうかを検証するのは、市議会の大きな役割の一つである。そして、執行機関及び議会が、本来の役割を担ったかどうかを選挙の際に判断することで、市民が監視するという構図になっている。 議会以外に、執行機関の行政を監視するには、独立した執行機関を置く場合もあるが、自治体では監査委員が行政権をもっている以外、川崎市の市民オンブズマン制度などあまり例がないし、業務も苦情処理が少なくない。行政権をもっていない事例としては、学識経験者や市民による審議会(市長の諮問委員会)を設置して協議するという自治体はある。また、議会や執行機関の外に、市民が監視活動をしている例はある。弁護士などで構成される各地の市民オンブズマンや市民団体や大学と市民が協力して、検証活動をしている例は数多くある。討議会のメンバーがこうした活動を始めるということもあって良いと思う。 	
第17条	市長の公約	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況の公表の際、「自治基本条例第17条2項に基づき報告します」というような文章を記載し、常に基本条例を身近なものとして、市民に意識させることが必要と考える。(これは他のすべての公表事項にも言えることである。) 	<ul style="list-style-type: none"> 公表に際して根拠条文を記載することは、自治基本条例を身近に意識する一つの方法と考えられるため、実施する方向で庁内調整をしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市長の公約を総合計画に反映させることは大切である。しかし、公約が実行されなかった場合など、罰則の規定がない条例ではあまり意味がないのではないかと。
第18条	総合計画	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画は、年度が明確になっていることから、策定のスケジュールや民意の反映の方法について、あらかじめ明確にしておくことは可能と考える。その都度考えるのではなく、第4項の見直しも含めて、手順についてマニュアル化したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画」は、その「策定目的」や「運用目的」、また、「情報の範囲」から、いくつかのタイプに分けることができる。「第9次基本計画」では、それまでの反省を踏まえて、「策定目的」=行政の情報体系を構築すること、「運用目的」=行政のマネジメントのための計画とすること、「情報の範囲」=行政の情報を掲載すること、に割り切って策定した。このため、市民参加も限定的なものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から「行政マネジメントシステム」という仕組みが動き出し、平成25年度の決算から具体的な評価が出てくる。この仕組みがうまく運用され、常に評価と見直しが有効に機能していくようになれば、市政運営の状況も市民に対して明らかになり、市民としても意見も出しやすく、また、関わりやすくなっていくのではないかと。ぜひ良いものにして欲しい。

			<ul style="list-style-type: none"> しかし、次の「第5次基本構想」は、「地域経営のための計画」とする予定であり、より広範な市民参加を得て、通常より前倒して策定したいと考えている。それにあたっての手順等についても、現在検討中であり、少なくとも現時点ではマニュアル化できる状況にはない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況等の公表は重要である。予算の段階での「実施計画兼事業説明書」、決算の段階での「成果説明書」については、公表するだけでなく、市民用に編集した冊子にして、希望者等に配布してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「第9次基本計画」における「成果説明書」の作成・公表は、平成25年度決算からとなる。その公表方法については、第18条第2項の財政に関する情報の公表とも関連するが、できるだけわかりやすくする等の工夫をしていきたい。 	
第19条	財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 第18条（総合計画）第3項とも関係するが、整合性を図りながら、特に重要事項については、きめ細かな情報提供をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市政に関する情報は、市民との共有財産である」ことを常に意識し、情報の「送り手側（市）」の都合ではなく、「受け手側（市民）」の立場に立った「情報提供」に努めていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の財政状況は、市民の大きな関心事である。長期財政試算は、長期、中期、短期の三期に分けるなどして、今後も継続して作成していくべきである。
第20条	行政評価	<ul style="list-style-type: none"> 「第9次基本計画」の策定により、事業と予算が連動し、評価しやすくなった点は、大きな前進だと思う。市民参加による行政評価という観点からは、毎年度、市民意識調査が行われるので、今後は一定の評価が示されていく。その点からも、市民意識調査の方法や内容が問われる。市民意識調査の結果については、公表する必要がある。 行政評価は「事業仕分け」のような方法ではなく、一定の時期に、事業の現況と目的性、効果、効率などについて、PDCA的に中間評価も含めて行う方が良い。そのための仕組みをつくるべきである。 公表から施策に反映するプロセスや実績について、もう少し見えるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の結果は、広報こもろや市公式ホームページで公表していく。 「第9次基本計画」においては、決算の段階で「成果説明書」を作成することとしている。この「成果説明書」は、(1)まず、所管する部署において、実績に基づく評価を行うとともに、それを踏まえた今後の取組みを明らかにし、「夏季政策戦略立案会議（サマーレビュー）」において、市としての最終的な評価や今後の方向性を決定する。(2)次に、これを「総合計画審議会」へ報告する。(3)その後、決算の審議に付すため、9月定例市議会へ提出する。このプロセスが「行政評価」となるが、市民参加の手法については、引き続き検討したい。 「行政評価」の手法として、今後、単独でのいわゆる「事業仕分け」を実施することは考えていない。平成25年度以降は、「第9次基本計画」の運用のプロセス、すなわち「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用するという「行政マネジメント」のプロセスの中で、「行政評価」についても取り組んでいく。具体的には、上記のとおり。 平成25年度から始まった「第9次基本計画」の運用のプロセスの中で、意見のような「見える化」が図られるものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> システムをつくって改善・運用をしようとしているが、そのことが市民に伝わっていない。市民に理解してもらえるような説明の仕方が課題である。 総合計画や行政に対する評価を、毎年行う体制を考える必要がある。市民が参加して行政評価をしていくのであれば、そのための手法等を検討する必要がある。
第21条	附属機関等	<ul style="list-style-type: none"> 市の執行機関の附属機関等の委員の公募や、委員会等の開催について、知ることが少ない。周知する必要がある。市のホームページに、会議の予定のページを設け、何時でも見られるようにするのも一つの方法である。 委員の公募について、応募しやすい環境づくりを検討する必要がある。委員の構成については、女性の参画率も重要だが、年齢構成も検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見のとおりであり、改善していきたい。 意見のとおりであり、検討したい。 	

第22条	情報公開及び説明責任	<ul style="list-style-type: none"> この条項は、条例制定当時、非常に重要な条項として位置付けられた。特に大切なことは、施策の企画、立案の段階において適切な情報公開及び情報提供を行い、市民にわかりやすく説明し、説明責任を果たすことが謳われていることである。報告会や説明会の開催が説明責任を果たしたという隠れ蓑になっていないか、時期や内容が適切であったかなど、過去の事例に学び、今後活かすことを忘れないで欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見を真摯に受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市も、情報公開の方法等について苦慮している。例えば、広報紙等を通じて説明はするものの、市民に良く理解されていない。市民の関心を高める工夫の一つとして、区が自治の基本単位であるという考えに基づき、地区担当職員が、区と連携し、地域に出て説明会を行うという方法も考えられる。また、区の方でも、独自に新聞等を作成するなど、地域の中で関心を高めるような工夫をするべきである。区長会としても、区民の理解をどのように深めたら良いかを検討するのも一つの方法だと思う。 情報弱者、特に目の見えない人や耳の聞こえない人に対して情報を提供する場合に、音声や点字など様々な提供方法があるが、それが行われていない。今後、工夫が必要である。 情報提供のあり方については、「様々な角度から、様々な媒体を通じて行っていくべき」という言葉で言い尽くされてしまうが、発信側が積極的にやっても、受け手の側が受け取る状況になっていないということもある。受け手の側に興味を持たせるような工夫も必要である。(例えば、自分に関係のない情報には関心を持たないので、自分に関係があると思わせるような情報提供の工夫) <p>【アドバイザーの助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生も一人の市民なのだから、高校生にテーマを与えて研究し、発表してもらっても良い。大人とは違った目線で研究してもらい、その発表の場に保護者が来ることで、そのテーマに関して市民に関心を持ってもらうことができると思う。
		<ul style="list-style-type: none"> 記者会見を一般にも公開するという形ではなく、報道関係者に限らない定例会見を開くという形もあるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> どちらの方法によっても、「記者」も「記者以外の人」も会見に出席できるが、「誰に向かって会見を開くのか」という「市の姿勢」に対するご意見であると受け止め、今後、検討したい。 	
第24条	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 「区」としては、区民の氏名、住所、生年月日、世帯主との続柄などの情報を把握していないと、「区」の活動が十分にできない。「区」に対して個人情報をどの程度提供するか、情報提供と管理のシステムをつくる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「小諸市個人情報保護条例」では、その第9条で、(1)本人の同意を得てあるとき、(2)法令の定めがあるとき、(3)個人の生命、身体、財産等を保護するため緊急かつやむを得ない理由があるとき、など一定の場合を除き、個人情報の目的外利用や外部提供をしてはならないことを規定している。この規定は、「区」も例外ではない。 例えば、緊急の場合に備えて独り暮らしの高齢者の連絡先などを地域で共有することは、災害時に迅速な支援を行うために効果的であり、意見の趣旨は良く理解できるが、現状では、市が保有する「区民」の個人情報を「区」へ提供することはできないことになっている。(ただし、小諸市では、災害時要援護者支援制度の中で、地域支援者(自治体や地域で活動する人)に限り、要援護者に係る台帳を閲覧、提供できるとしているが、地域支援者は守秘義務が課せられている。) 個人情報の取扱いについては、区長会総会の折に、各区へ資料提供しているが、現行法制度の中で、どういう対応ができるのか、研究・検討したい。 	
第25条	公聴手続	<ul style="list-style-type: none"> 行政側に市民の意見を聴こうとする姿勢が重要局面で見られず、行政に携わる人々の意識改革が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見を真摯に受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をしていきたい。 	

「第4章 参加と協働」(第5回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討 議 会 で の 意 見
第4章 全体				<ul style="list-style-type: none"> ・「参加と協働のためのルール」づくりが必要である。
	市民活動団体や区に対する活動支援の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・「区」や「市民活動団体」が、何ができ、何を必要としているかを把握する組織が必要ではないか。その組織へ、「市」も「区」も「市民活動団体」も「事業所」も情報を提供し、その組織では、情報を整理し、データベース化し、最新の情報を取り出せるようになっている。市のボランティアセンターなど既存の施設もあるがどうか。 ・市内で活動している団体をすべて把握したり、区等が抱えている問題を一緒に考えたり、解決に向けて市民活動団体等とつなげたり、調整(コーディネート)したりする部署や人材が必要である。 ・河川改修を契機に環境整備を行う会が自主的に組織された、荒廃していた桜並木を整備する会が自主的に組織されたなどの例が、現にある。そのような活動を支援する窓口や体制を整備し、自主的な市民の力が十分に活かせるようにしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、市民活動を支援し、活動の輪を広げるための拠点として、平成15年6月、「ボランティアセンター」を開設した。「ボランティアセンター」では、様々な分野で市民活動が推進されるよう、団体や個人に登録してもらい、ボランティア等の派遣依頼に係る調整や相談、市民活動に関する各種情報の収集や提供、情報紙の発行等の啓発活動、会議室等の打合せ場所や印刷機・パソコン等の作業機材の提供などの支援活動を行っている。 ・意見のような要望を満たすためには、将来的に、この「ボランティアセンター」の機能が拡充され、「市民活動・自治活動サポートセンター」のようなものになっていくということも、一つの方法として考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(イベントを主催した経験から)市内にどのような資源があるか、まだまだ把握ができていない。公式・非公式を問わず、市内の様々な資源を把握し、その情報を提供できる、そして相談に応じられるような組織あるいは機関が必要である。 ・まちづくりのコーディネーター的な人材の育成も大切である。 ・様々な市民活動団体があるが、活動の継続が難しい。そうしたことをサポートする意味からも、ボランティアセンターの強化が必要である。 ・サポートセンター的な役割は、新しくできる図書館やボランティアセンターなどが考えられるのではないか。行政が活動をサポートする役割を担うことにより、「区」や「市民活動団体」の情報が共有でき、その結果として、活動が活発化するのではないか。
	ワークショップの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワークショップ」は、市民合意や市民の共通認識の醸成に寄与し、行政の施策や事業等に対して、市民が自分たちのこととしてとらえることができるとともに、行政の側にも、市民が注目していることによる緊張感が生まれるなど、双方にとって良い手段・方法である。 ・駅舎併設図書館の「ワークショップ」の取組みは、「協働」が実現できた取組みだった。それは、制度があればできるという問題ではなく、市民主体で事業を共に進めていこうという「姿勢」や「思い」の問題だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワークショップ」は、近年、これを行う例が増えている。しかし、現状では、条例や規則等に基づく「制度」として行っているわけではないので、「参加と協働のためのルール」の中に盛り込みたいと考えている。なお、「ワークショップを実施した」ということを言い訳にしないようにしなければならないし、また、実施するからには、職員もそのためのスキルを身に付けなければならない。もちろんそこには、「姿勢」や「思い」もなければならないと思う。 <p>【アドバイザーのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見のとおりだが、「姿勢」や「思い」があっても、「制度」がなければ参加や協働は実現せず、個人的な工夫や力量のみに依存することになる。 	
	地区担当職員制度	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当職員制度があるが、担当者や区によって、活動等にばらつきがある。全区で有効に活用されるよう、任務の標準化など運用ルールづくりが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市では、平成18年から、職員を各区の担当として割り当て、市から区への情報提供や、区と市の担当課との連絡・調整などを行う「地区担当職員制度」を設けている。平成23年には、この制度の充実を図るべく、市内10地区に対応するかたちで、「地域職員連絡会」という組織を新たにつくり、正副会長を置いている。「地区担当職員制度」は、有効に機能している区がある一方、必ずしもうまく機能しているとはいえないというケースがあるのも事実であり、地域にとって役に立つ仕組みとなるよう、引き続き改善に努めていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区によって活用にはばらつきがあり、業務の明確化が必要である。
	市民活動団体と区の役割や権限	<ul style="list-style-type: none"> ・「区」は、歴史的な背景等により、内容が様々であることをまず理解しておく必要がある。自治基本条例を補完する条例等によって、一律に、何らかの役割や権限を整備することは、一つの方法としてあるし、むしろあった方が良いと思う。その際、まず先導的な区が出てきて、それを参考にして、その他の区も続いていくような、ゆとりのあるプロセスであった方が良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見のとおり、区は、その成り立ちや組織が様々であり、区長の方々の意識も多様であることから、市からの押し付けの制度等にならないよう、十分な議論を重ねる必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「区」と「市民活動団体」、そして「行政」の連携と強化が重要であり、そのためにも、「区」の年度、区長任期などの標準化が必要である。

		<ul style="list-style-type: none"> 市から区への依頼事項とそれに対する事務委託費、区長の任期や会計年度など、「区」に関する、自治基本条例と整合性のある規定が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 小諸市では、昭和29年に「小諸市区長に関する規程」という規則が制定されたが、地縁的なつながりを基盤とした「区」そのものについては、その位置付けが条例等に全くなされてこなかった。それが、平成22年4月に施行された「小諸市自治基本条例」の中で初めて、「区は、本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいう」と定義され、「対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ること」が区の役割であると規定された。 本来であれば、「自治基本条例」の制定に合わせて、市と「区」や「区長」との関係やあり方などについても検討を行い、「区長に関する規程」も見直しを行うか、別な条例や規則等を定めるべきであったが、それがなされずに今日に至ってしまっている。このため、早急に「区」に関する規定類を整備していきたい。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 建設事業、土地改良事業、防犯灯設置、消防設備整備などについて、「区」から「市」へ要望を行うが、「区」は常に受け身の立場であり、「区」から個別に問い合わせなければ詳細な説明も受けられない。「市民活動団体」も同様だが、「市」から説明を受けたり、意見を言えたりする場が、制度としてあれば良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「参加と協働のためのルール」づくりの中で検討していきたい。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 「区」の現状は、市行政の下請組織の様相を呈しており、これを解決しないと、「区」の崩壊すら招きかねない。このため、「区」の自立性を保つ最低限の組織権限を検討し、従来区が担ってきた市民サービスを根本から見直して、適正規模などを見極める必要がある。 そのための一つの案として、「区」を越えた行政サービスの提供や協働的なシステムの構築が考えられる。区長会を通じて、行政への意見具申等を広範に認める途を開くこともどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「自治組織」の強化等については、様々な形態や方策が考えられると思う。かつて、条例案策定時のワーキンググループの中で、アドバイザーから「今後、小諸市の中で、区の機能を発展させるということであれば、地方自治法に規定されている『地域自治区』の制度を、将来的に自治会の運営に利用することが可能なのではないかと思う」との助言を受けた経過もある。 また、東御市で取り組まれている地域自治組織である「しげの里づくりの会」のように、組織の内容や趣旨が重複する地域づくり活動を簡素化・合理化し、「里づくりの会」のもとに系統的に各組織を整えながら、より多くの住民参加のもとで、次世代へ受け継がれる地域づくりを進めようという取組みもある。 いずれにしても、人口減少と高齢化の進行が確実な状況においては、現在の68の区は残しつつも、例えば、旧村の区域や小学校の通学区域などのような、もう少し大きな単位にし、公民館の支館・分館や育成会など、各種の組織や団体等を包含する中で、そこに暮らす人々が、主体的に地域づくりを考え、実践していく、そうした取組みに対して、市も一定の財政支援をするというような、言ってみれば、市の区域内での分権のような仕組みが、今後は必要ではないかと感じている。なお、区は、その成り立ちや組織が様々であり、区長の意識も多様であることから、市からの押し付けの組織にならないよう、区長会はもちろん、「参加と協働のためのルール」づくりの過程で、十分な議論を重ねる必要があると考えている。 	

「第5章 住民投票」(第6回討議会)

条項	事 項	討 議 員 からの 事 前 意 見	参 考 (注)	討 議 会 での 意 見
第5章 全体		<p>【高校でのワークショップでの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な選挙で、若い世代の投票率が低いので、もっとPRすべきだと思う。住民投票にも同様のことが言える。 ・今回のワークショップの機会があつてはじめて、住民投票のことを知った。もっと制度のPRをする必要があると思う。学校に対しても、もっとこのような機会を設けるべきだと思う。できれば、16歳になったとき、全員にこのような経験をしてもらえば良いと思う。 ・ワークショップは、高校生だけでなく、様々な世代が一堂に会して意見を出し合うことが必要だと思う。 など。 		<p>【アドバイザーのコメント(抄)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本全国で、中高生の居場所がだんだんなくなってきている。中高生が発言できる機会をつくっていかないと、中高生が必要としているもの、つまり、彼らが抱えている問題が解決していかないとと思う。 ・災害の時に、地元に張り付くのは中高生になる。それ以降は、年齢が跳ね上がったりすることがある。中高生は大きな担い手である。いざという時に助けになるのは中高生になる。その時のためにも、一緒に何かをしていかなければならないのではないかとと思う。 ・高校には、現代社会、政治・経済、総合という授業があると思うが、例えば、そこで市の重要な課題で、高校生に議論してもらいたいものを学校に提示していけば良いのではないかと。そういうことを検討していただきたいと思う。 ・議会も、教育に関する委員会があるので、それを学校で開催するということも考えていったらいかか。生徒会の会議のやり方を議員に相談するという機会があっても良いと思うし、また、市長が年1回くらいは高校に行つて、市のことを考えてもらうというような授業の機会を考えても良いのではないかと。 ・条例とはそのためにある。条例のことを考えるのではなくて、この条例自身がこういった交流を一生懸命にできるように支えていく、こういう条例があるから交流をしましょうというために条例があるので、条例の文章を知ってもどうしようもない。条例が支えていく、こういった活動をしていただければと感じている。
	市民の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・「住民投票」は、本条例の中でも重要な位置を占めている。市民がこの部分の認識をしっかり持てるよう、ともに努力していくべきである。 		
	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の際には、何か課題なのか、投票(選択)の結果どうなるのか、といった問題の本質を十分に説明すべきである。 ・投票(選択)の判断に必要な情報を、どう正確に伝え、理解してもらおうか、ということが大切になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票が実施される場合には、住民投票の対象となっている課題や投票結果の影響などについて、市から十分な説明を行う必要があると考えており、住民投票条例第10条(情報の提供)の規定に基づいて、住民投票に関する必要な情報を、中立・公平な立場で提供していく。 	
	結果の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の結果の尊重とは、どういうことをいうのか。 	<p>【アドバイザーのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法改正の際の国民投票以外に、制度化されている住民投票は3種類ある。 ・第1に、憲法95条の規定にある特定の地域だけに適用される法律(特別法)を制定する際の関係住民が制定の可否を問う住民投票。第2に、地方議会の解散、あるいは地方議員・首長(市区町村長・知事)の解職の直接請求を受けて賛否を問う住民投票。第3に、条例に基づく住民投票である。 ・前2者の例は、投票結果に法的拘束力はあるが、小諸市の住民投票条例の住民投票は、他の地域の条例による住民投票と同様、法的な拘束力はなく、政治的な拘束力にとどまる。市長が自らの執行権を有する市政に係わる重要事項について、広く住民の意思を市長が確認するために実施するので、この事項の決定・実施に際しては、住民投票の結果を尊重して市長が執行すると 	

			<p>いう制度設計になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が、住民投票の結果に反して執行する場合、実際には政治生命を懸ける行為となる。他の自治体の例では、首長が住民投票の結果に反する執行をした場合、辞任している。 	
--	--	--	---	--

「第6章 その他」 (第6回討議会)

条項	事 項	討 議 員 か ら の 事 前 意 見	参 考 (注)	討 議 会 で の 意 見
第32条	条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治基本条例の評価・検討及び見直し」は、市の一部局だけで行うのは無理がある。常設型の組織を設ける必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の評価・検討の作業は、今回が制定後初めてであり、今回を教訓として、今後、より良い取組みとなるよう検討し、改善をしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画は、毎年見直しが行われるシステムになっているが、自治基本条例についても、その方法は今後検討するにしても、毎年評価・検討をする必要があるのではないか。